

由利本荘市農業委員会だより

あなたと農地。

2023(令和5)年
7月発行
第34号



安心豊かな 将来のために 農業者年金 で生活の安定を考えませんか?



誰でも加入できるの?

下記の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者
国民年金の保険料納付免除者を除く

20歳～65歳未満
60歳以上は
国民年金の任意加入被保険者

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加年金保険料 月額400円)への加入が必要です。
※農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金含む)および個人型確定拠出年金(iDeCo イデコ)とは重複加入できません。

農業者年金制度について

- 1. 積立方式** 加入者や受給者数の影響を受けない 安定した年金制度
- 2. 終身年金** 保険料が全額 社会保険料控除の対象
※もしも80歳の前に亡くなられた場合は 死亡一時金があります。

若年層には、保険料の
国庫補助による政策支援が
あります。

農業者年金への加入要件に加え、
一定の要件を満たす
20歳～39歳が対象です。
詳しくは、お問い合わせください。

こちらから「農業者年金」のしくみを
動画(YouTube)でご覧いただけます▶



●受給額(年額)の試算

【通常加入/保険料月額2万円で加入した場合】

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	52万円	1,306万円	1,394万円
		2万円	960万円	80万円	68万円	1,718万円	1,833万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	40万円	1,017万円	1,086万円
		2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円

65歳までの
運用利回り2.5%、
65歳以降の
予定利率が0.70%と
なった場合の試算。

※試算参照/
独立行政法人 農業者年金基金
発行パンフレット(2023年5月版)
「知って得する農業者年金」より

※受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し算出。(男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合)

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められます。(令和5年度は0.70%)

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入時、35歳以降は月額2万円で加入した場合。

農業委員会事務局

市外局番(0184)

◆本庁 TEL 24-6258
農政班 TEL 24-6259
農地班 TEL 24-6260
FAX 24-6396

◆総合支所
(産業建設課内 庶務班)

矢島 TEL 55-4957
岩城 TEL 73-2014
由利 TEL 53-2114
大内 TEL 65-2804
東由利 TEL 69-2116
西目 TEL 33-4614
鳥海 TEL 57-2205

●「農業者年金」のご相談・加入申し込みは

農業委員会 または
JA農業者年金 担当窓口へ



ご利用ください
農業者年金
年金シミュレーター

農業者年金「年金シミュレーター」は
簡単な入力でご自分の年金額が試算できます。

詳しくは、農業者年金基金ホームページへ
<https://www.nounen.go.jp>



編集後記

新型「コロナ」が第5類になったことにより、各地で行事やイベントなどが催され、経済効果や活気が出てきた一方、農家は、円安やウクライナへの侵攻により、肥料・燃料・資材などが高騰しており、一部助成があるものの価格の転嫁ができて、経営を圧迫しております。その他にも農業者の高齢化による農地の委託や耕作放棄地などが増加しております。
経済面は別として、皆さまからの農地に関するご意見、農業委員および農地利用最適化推進委員がお受けいたしますので、お気軽にご相談ください。
最後に、今回農業委員会だより(34号)発行にあたり、ご多忙中、ご寄稿くださいました皆さまに衷心より感謝とお礼を申し上げます。(委員 佐藤 順)

◆広報委員

佐藤 崇・畑山留美子
小松 健・佐藤 順
佐々木 純一・伊藤 直子
吉尾 麻美・齋藤 衛



撮影場所/いちご屋さん(藤崎)

市農業委員会
ホームページ

由利本荘市 農業委員会だより
第34号/2023(令和5)年7月発行

編集・発行/由利本荘市農業委員会 〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地
TEL 0184-24-6258 FAX 0184-24-6396 E-mail noui@city.yurihonjo.lg.jp

印刷/術高野写真印刷

©2023 由利本荘市農業委員会事務局 ※転載・複製を禁じます。

農地利用の更なる最適化へ

「地域計画」策定へ

農業委員会の新体制がスタート

3年に一度の農業委員会改選に伴い、来る8月1日の第8回農業委員会総会で、湊市長が農業委員24人に任命辞令を交付、また農業委員会が農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」)23人を委嘱する予定です。

任期は令和5年8月1日から令和8年7月31日までであり、農地利用の最適化を目指して活動を行っていきます。

新委員などについては、広報ゆりほんじょう8月15日号でお知らせいたします。

委員は農地の相談役

平成28年4月施行の法改正により「農地等の利用の最適化の推進」すなわち①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須事務となりました。これに伴う体制強化のため、従来の農業委員に加えて区域ごとに新たに推進委員を委嘱し、農業委員と連携して活動してきたところです。



▲農業者等と農業委員の意見交換会から(2/16)

具体的には、「農地パトロール」実施による遊休農地発生防止の取り組みや、農地の出し手・受け手の掘り起こしと農地の利用調整、新規就農希望者への農地紹介などがあります。農業委員、推進委員はいわば「農地の相談役」といえます。

「人・農地プラン」から「地域計画」へ

令和5年4月施行の法改正により、中心経営体(いわゆる「担い手」)に農地を集積していく将来方針を定めた

「人・農地プラン」が、地域農業の将来の在り方に加え、農業を担う者(と)に利用する農地の地図(目標地図)を定める「地域計画」に移行することになりました。方向性には変わりはありませんが、単なる農地集積ということではなく、地域の農業者や農地所有者、農業関係機関が現状課題を共有し協議を深めながら、「地域農業の将来の在り方」を計画に盛り込んでいくこととなります。

地域計画における目標地図の素案作成は、農業委員会が担うこととなり、農業委員と推進委員が、国から配布されたタブレット端末を活用して農地の情報収集を行っていきます。

待ったなし。展望ある「地域計画」を

「地域計画」の策定が法定化された背景には、急激な担い手の減少があります。行政含め関係機関による新規就農促進の取り組みも一定成果を上げていますが、それ以上に担い手の高齢化などによる離農が増加しているのが現状です。担い手の減少は遊休農地の増加につながり、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。

広大な農地を有し、農業が基幹産業である本市において、状況は急を要し、待ったなしです。「将来、自分の農地は誰が耕作するのか」「条件不利農地をどのように活用していくのか」「地域の農業をどうしていくのか」「地域の話し合いを通じて、展望ある「地域計画」を策定していきましょう。」

地域農業者協議会が始まる

本協議会は、地域農業の課題解消のために必要な話し合いを実践する場として、JA秋田しんせい、市、農業委員会の三者が設立に向け準備をしてきたもので、今年1月から3月にかけて、地域農業を担う集落営農組織や農業法人、認定農業者等にご出席いただき、意見交換会を実施したところです。

会の出席者からは、将来の農業に対する切実な思いとともに、現状についての厳しい意見が出された一方で、前向きな提案や会に期待する声も寄せられたことから、正式に会の設立に至りました。

今後、協議会での話し合いを重ねる中で、地域農業課題の解消とともに「地域計画」の策定に向かっていきますが、話し合いには、

令和3年度に農業委員会が実施した「農地及び農業経営に関する調査」の回答も活用していくことになります。未回答分も含め、引き続き農業経営者・農地所有者の直近の意向を把握していくため、農業委員・推進委員がタブレット片手に調査に訪問することがありますので、その際にご協力をお願いいたします。



▲地域の土地活用状況を確認する農業者の皆さん(1/31)

農地利用の最適化が委員・推進委員の仕事

モウ太(以下モ)「農業委員さん、推進委員さんはどんなお仕事をしていますか。」

農業委員会(以下農)「農業委員は農地法に基づく許可等の法令業務を担っています。例えば毎月の総会で農地の権利移動などを審査、許可します。また、推進委員は担当区域において農地等の利用の最適化のための現場活動を行っています。」

モ「最適化のための現場活動ですか。」

農「例えば、バラバラな農地を一ヶ所にまとめる話し合いをしたり、遊休農地が発生しないように見回りをしたり、新しく農業をやりたい人からの相談を受けるなどですね。毎月活動記録を提出していただいております。とても重要な仕事であり、推進委員として、一番大切な活動だと考えています。」

モ「大変なお仕事ですね。」

農「熱意あふれる地域の認定農業者をはじめ、農業者さん、非農家さんが委員、推進委員として頑張ってもらっています。それから男性に限らず女性も積極的に活動していますよ。(農業委員会だより33号特集参照)」

モウ太君インタビュー
「農業委員会・それってなあに」



タブレットを駆使し、農地の情報収集を

モ「ところでタブレットが各支所に配布されたようですが何に使うのですか」

農「各地域の推進委員が収集した様々な農地情報を集めるためですね。最新の農地情報ですので現在の状況がわかりますし、農家の皆さんの農地に対する思い(将来、農地をどうしたいか)が詰まった貴重なデータベースになります」

モ「未来の農地について考える大切な道具ですね。新しい委員の皆さん、地域農地の未来のためよろしくお祈りします。」

新たな農業委員会の

スタートに寄せて

農業委員会 会長 佐藤 系悦



令和2年8月、新体制でスタートした農業委員会活動は、世界規模で発生した新型コロナウイルス感染症を常に意識しながらの3年間でありました。農業委員会活動、農地利用最適化活動など制約がある日常でしたが、私どもも「農地を守り有効活用していくこと」「担い手と農地を結びつけていくこと」に邁進して参りました。

農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加、さらには、コロナ禍による消費減少や、ロシアによるウクライナ侵攻、また円安の影響による肥料、燃料費等の高騰が規模の大小を問わず農業経営に大きな打撃を与えています。

このような状況ですが、県内に関連した明るい出来事もございました。令和2年に農業を基幹産業とする本県から初めての総理大臣が誕生したこと、また令和4年には待望の新品種「サキホコレ」が市場デビューするなど喜ばしい話題がありました。

8月から、新たな農業委員会がスタートします。農業を取り巻く環境は厳しさを増していますが、農地法に基づく許可や遊休農地対策とともに「今使われている農地を使えるうちに使える人に引き継いでいく」ための活動に引き続き邁進して参りますので、ご協力をお願いします。

頑張る 農業者



新所直播アカデミー
 代表 **土田 與七郎** さん
 所在地域/ 矢島地域
 設立時期/ 平成20年4月20日
 構成員/ 6人 主な作物/ 水稻

◆湛水直播栽培とは（カルパーとは）

種もみを水田に直接播種し栽培することです。炭酸カルシウムでコーティングして酸欠をなくし発芽率を高めています。苗箱やハウスでの育苗や苗の運搬が不要のため春作業を省力化できる点が魅力です。



コーティング前



コーティング後

◆活動内容を教えてください

米作りのコスト低減と春季労働の軽減を目指し、メンバーとの情報交換と技術向上に向けた研究、実践に取り組んでいます。

具体的には、直播機の共同利用、カルパー粉衣の一括作業、メンバーとの作業の協力、直播後の成育調査、新除草剤の試験などです。

春には作業日程の打ち合わせとその年の課題への取り組みについての検討会を、秋にはその年の作柄や反省点を話し合う反省会を開催しています。

◆この組織を立ち上げようとしたきっかけは

今後、農業は高齢化や後継者問題、稲作は大規模化が進むと考え、米作りのコストの低減と重労働の軽減を目指し、直播の研究、実践を目的に設立しました。

◆湛水直播を行ってみてどうでしたか

当初は雑草対策に悩まされる一方、播種後の低温による出芽不良、イモチ病の発生などがあり、悪戦苦闘の連続でした。その後栽培の要点を学び、次第に技術も向上。

今は直播対応の除草剤も多く、雑草対策もしやすくなっています。

◆今後の課題と夢を教えてください

出芽率を良くするための条件確保と除草剤の効果的な使用が直播成功の鍵と考えています。

今までは除草対応に重点をおいていましたが、現在は増収栽培に重点をおいています。令和3年のメンバーの最高反収は主食米で690kg、令和4年は630kgと比較的高反収を確保しています。

今後はメンバー内の技術の平準化と安定的な増収が目標です。（担当委員 畑山留美子）



◆法人化するまでのきっかけや経緯は

離農する人が増え、地域の農地が荒れてきたことから、地域の農地と環境と人を守るために、何をどのようにしなければならぬかを考えたことがきっかけです。

私たちは後継者、労働者の確保と地域農地の維持を図るために法人化しました。

◆労働力の確保についてどう考えますか

今後は後継者を育成しながら地域農業を衰退させないように期待しています。農業の経験がなくても、「やってみたい」というやる気がある人であれば、女性の方も大歓迎です。また、これからは外国人の雇用も考えていかなければと思います。

◆課題はありますか

農地が増えるほどに機械および施設の大規模化をしなければならないのですが、そのためには経費の捻出、償却などを考えながら投資しなければならないことです。

◆これから目指すことは

「農地を守ることにより、人と地域を守ること」です。

地域みんなが仲良く過ごせるように、地域に密着して、私たちができることをお手伝いしたいです。

（担当委員 佐藤順）

市の補助事業を活用し、水位センサー、給水装置を導入し、令和5年産から水管理作業の省力化に挑戦しています。



左/給水装置 右/水位センサー

合同会社 ファームプラス

代表社員 **木村 要** さん

所在地域/ 由利地域
 設立時期/ 令和4年1月20日
 構成員/ 5人 主な作物/ 水稻・大豆



野内守情報局
農地パトロール（利用状況調査）を実施します

農業委員会では、農地法第30条に基づき、年一回、市内全域で「農地パトロール（利用状況調査）」を実施しています。

農地パトロールでは、農地を見回り遊休農地（荒廃農地）化していないか、適正に管理されているかを確認します。「農業委員会等に関する法律」の権限に基づき、農地に立ち入る場合がありますので、「承知おきください。実施時期は8月下旬を予定していますが、事前連絡等はいりません。立ち会いも不要です。利用状況を踏まえて、耕作が出来ないと判断された場合、利用意向調査を行う場合があります。」

農地パトロールの結果、所有農地について非農地判断決定を行った場合、3月頃非農地通知書が発出されます。非農地決定された場合は、農地台帳や水田台帳から除外されます。非農地判断について該当する農業者には、12月にお知らせします。通知が届きましたら確認していただき、不明な点がありましたら農業委員会にお問い合わせください。

野内守情報局
農地転用は許可が必要

農地は、国内の農業生産の基盤であり、現在及び将来における国民のための限られた資源であるとの観点から、農地を農地以外の目的で使用すること（農地転用）は、農地法によって厳しく規制されています。

このため、農地転用をしようとする場合は、自己所有の農地であっても農業委員会の許可が必要となります。農地の状況や転用目的（一般住宅、駐車場、資材置場、店舗等）によっては、許可されない場合もありますので、業者や農地所有者との契約など、話を進めましょう前に、農業委員会（事務局または各総合支所産業建設課内 庶務班）にご相談ください。

また、転用しようとする農地が「由利本荘農業振興地域整備計画」で「農用地区域内農地」となっている場合は、農用地区域からの除外手続も必要です。転用許可見込みがあることも含め除外要件を満たす必要があります。担当課は農業振興課です。この場合は、農業委員会とともに並行して相談・手続を進めることになります。

農業委員会の許可を得ずに農地転用をした場合は「違反転用」となり、原状回復命令が出されたり、懲役又は罰金に処せられる場合があります。登記地目が農地（田・畑）である場合はもちろんのこと、現況が農地として使用されている土地についても、農地法の規制が生じますのでご注意ください。

農地を相続された方は届出を!



農地を相続された方は、届出（農地法第3条の3）が義務付けられています。法務局で相続登記をされた方は、農業委員会（事務局または支所産業建設課内庶務班）に届出をお願いいたします。



届出に必要な書類は、農業委員会に備え付けてあるほか、市ホームページの農業委員会のページから取得することができます。登記完了証や全部事項証明書の写しを添付いただきますので、お持ちくださるようお願いいたします。

●相続登記とは？
相続した不動産の名義を、亡くなった被相続人の名義から、相続した人の名義に変更することです。

のつちまもる 野内守の ちゃんねる まもchanNEL

親族の連絡先が…?!の巻



●相続登記しなくてもこれまで問題は無かったけれど？
これまでは相続人の判断に委ねられていましたが、令和6年4月から、相続登記が義務化され、正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。なお、令和6年4月以前の相続も義務化の対象となります。

相続登記の登録免許税の免税措置について（令和7年3月31日まで）

- 1 相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記
- 2 不動産の価額が100万円以下の土地に係る相続登記

該当する場合は登録免許税が免税されます。

相続登記をしないと どうなりますか？

- ◆亡くなった被相続人の名義のままだと、いざ売買しようとしても、先に相続登記を済ませる必要があることから時間がかかり、折角の売買の機会を逸してしまう場合があります。（農地の売買には、農業委員会の許可が必要です。）
- ◆何代も前から相続登記を放置しておく、誰が相続人となるのかの調査に時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料が高額になる場合があります。
- ◆農地の貸し借りの際、書類作成が煩雑になる場合があります。

秋田地方法務局本荘支局（給人町17番）
本荘合同庁舎3階 ☎0184-22-1200

相続登記の手続きは司法書士に依頼することができます。問合せは下記まで。

秋田県司法書士会 相続登記相談センター
☎018-824-0055

●登記手続は 30日です。土地を所管する法務局で行ってください。



21歳から就農
黒毛和牛繁殖農家
工藤 佳太 さん
本荘地域 藤崎（26歳）

農業にチャレンジ!

◆どんな仕事をしていますか
飼養管理繁殖生理全般と叔父の水稲生産の手伝いです。

◆今後の経営はどうか
身一つで経営を回す困難さがやがていと達成感をもたらします。

◆仕事で大変なことはありますか
ありません。大変だと思ったら辞めてしまえばいいと思うし、辛いと言ってしまうたら終わり。
農業は口マン職ですから。仕事のやりがいはいくつもの毎日牛にエサをやっていること、育てる責任を担っていること。

◆これから目指すことはありますか
藤崎地域近隣の農地を水稲・牧草栽培により守っていきたくいです。耕作放棄地を極力作らず、農地を管理し、新規参入者がとつきやすい農業を目指します。未来の農業のためにできることを模索し続けます。
（担当委員 佐々木純一）



現在、工藤さんの牛舎では親牛15頭、子牛11頭が飼育されている。

農業委員会組織が発行する農業に関する総合専門誌です

全国農業新聞

https://www.nca.or.jp/shinbun/

- ◆発行所/全国農業会議所
- ◆発行/月4回金曜日
- ◆購読料/月700円(年8,400円・税込)

購読申込みは農業委員会事務局まで

総会 開催日	申請書提出期限	農業委員会 総会開催日程
令和5年 8/ 18(金)	5年 7/ 31(月)	
9/ 15(金)	8/ 31(木)	
10/ 17(火)	9/ 29(金)	
11/ 16(木)	10/ 31(火)	
12/ 15(金)	11/ 30(木)	
令和6年 1/ 19(金)	12/ 28(木)	
2/ 16(金)	6年 1/ 31(水)	
3/ 15(金)	2/ 29(木)	

農地に関する許認可等、申請書類の審査に時間を要する場合がありますので、提出期限に関わらず、事前に協議くださるようお願いいたします。また、申請書の提出が「許可」を確約するものではありませんのでご注意ください。